

## 政令第六号

### 消費者契約法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第五項第一号及び第六号イの規定に基づき、この政令を制定する。

消費者契約法施行令（平成十九年政令第一百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十六号から第二十八号までを削り、第二十五号を第二十七号とし、第二十号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十号とし、同次の次に次の一号を加える。

二十一 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）

第一条中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の二を第六号とする。

第一条中第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、第三十八号を第三十七号とし、同次の次に次の一号を加える。

三十八 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）

第一条中第四十二号を第四十三号とし、第四十一号を第四十二号とし、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第一条に次の二号を加える。

四十四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）

四十五 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

##### （経過措置）

2 この政令の施行の際現に消費者契約法第十三条第一項の認定を受けている者に対する同法第三十三条第二項の規定による命令又は同法第三十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による当該認定の取消しについては、この政令の施行の日の属する事業年度の終了後最初に招集される特定非営利活動促進

法（平成十年法律第七号）第十四条の二に規定する通常社員総会又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三十六条第一項に規定する定時社員総会の終結の時までは、なお従前の例による。

## 理由

その法律の規定等に違反した場合に適格消費者団体の認定を受けることができないこととなる消費者の利益の擁護に関する法律として警備業法等を追加して定める必要があるからである。